

鳥取大学大学院医学系研究科における授業科目の成績評価に関する申合せ

令和2年10月20日

大学院委員会承認

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学大学院医学系研究科における授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2 授業科目の成績は、次の基準に基づき評価するものとする。

評価	評点	基準	
合格	A	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。
	B	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。
	C	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。
	D	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能は修得できていない。

<合格による科目>

評価	基準	
合格	S	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

<成績の評価(単位の認定)ができない科目>

不履修	E	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。または、単位の認定試験を受験していない。(論文及びレポート等の未提出を含む)
-----	---	--

(成績評価基準と方法の周知)

第3 授業科目の科目責任者は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

(成績の報告)

第4 授業科目の科目責任者は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後原則として1週間以内に「成績評価確認願」(別紙様式)により申立てを行うことができる。

- 一 成績の誤記入等、明らかに科目責任者の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、医学系研究科副研究科長(教務担当)を責任者とし、疑義申立ての窓口は、米子地区事務部学務課とする。なお、学生は、科目責任者に直接申立てを行うことはできない。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに科目責任者に対し成績評価に関する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 科目責任者は、責任者から回答を求められた場合、休日を除く1週間以内に回答を行うものとする。

4 責任者は、科目責任者からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、科目責任者との調整が困難である場合、医学系研究科長が判断するものとする。

(成績評価の修正等)

第7 疑義申立ての結果及びその他特別な事情により成績評価の修正等が生じた場合、科目責任者は米子地区事務部学務課において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、専門科目の成績評価に関し必要な事項は、大学委員会において審議し決定するものとする。

附 記

この申合せは、令和2年10月20日から施行する。